

文書番号 : JRCA AE340 付属書

環境マネジメントシステム審査員 移行申請手続きの手引き

制 定 : 2026年 10月 1日

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

1. 一般事項.....	1
1.1. 適用される審査員資格の種別.....	1
1.2. 引用文書.....	1
2. 移行要件.....	1
2.1. 移行申請の期間.....	1
2.2. 移行に必要な対応.....	1
3. 移行申請の方法（EMS 主任審査員、EMS 審査員、EMS 審査員補、EMS エキスパート審査員）	3
3.1. 維持と同時の申請.....	3
3.2. 更新、格上げと同時の申請.....	4
3.3. 移行のみ単独の申請.....	5
4. 移行申請の方法（EMS 内部監査員（資格単独保有））	5
4.1. 更新、格上げと同時の申請.....	6
4.2. 移行のみ単独の申請.....	6
5. 「2026 年版改正規格学習の記録（EMS 審査員）」（様式 4C-E）の記入方法	7
6. 申請書類の送付、お問合わせ先.....	7
付則	7
制定・改定履歴	8

環境マネジメントシステム審査員 移行申請手続きの手引き

1. 一般事項

JIS Q 14001:2025 (ISO 14001:2015+Amd 1:2024) (以下、旧規格という) が改正され、JIS Q 14001:2026 (以下、新規格という) が発行されたことに伴い、一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター(以下、当センター又はJRCAという) に登録されたEMS審査員 (EMS内部監査員を含む) の方は、JIS Q 14001:2026対応の資格に移行いただく必要があります。

この文書では、当センターに登録されたEMS審査員の方がJIS Q 14001:2026対応の資格に移行いただくために必要な手続きについて説明します。

1.1. 適用される審査員資格の種別

環境マネジメントシステム (EMS) 審査員

1.2. 引用文書

JIS Q 14001 (ISO 14001) : 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引き

JRCA AE140 環境マネジメントシステム審査員の資格基準

JRCA AE340 環境マネジメントシステム審査員 登録申請等各種手続きの手引き

JRCA AC220 マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

JRCA AJ140 マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書 (QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS)

JRCA IA100 マネジメントシステム内部監査員の資格基準

JRCA IA200 マネジメントシステム内部監査員の評価登録手順及び各種手続きの手引き

2. 移行要件

2.1. 移行申請の期間

2026年10月1日から2029年4月30日までの間に、移行手続きを完了してください。
なお、2029年4月30日までに、移行手続きが完了しなかった場合は、保有されているEMS審査員資格は失効します。旧規格対応のまま、資格登録を継続することはできませんのでご注意ください。

2.2. 移行に必要な対応

EMS審査員資格の移行は、継続的専門能力開発 (CPD) の一環として、以下のいずれかの方法で新規格に関する知識を習得し、その実績を当センターに提出いただくことにより行います。

なお、移行のための「継続的専門能力開発 (CPD)」は、毎年の資格維持／更新に必要な「継続的専門能力開発 (CPD)」としても認められます。

(1) 「EMS主任審査員」及び「EMS審査員」の場合

CPDの実施方法（2.2（4））のうち、①～③のいずれかの対応をお願いします。

- ①JRCA登録 新旧規格の差分研修コースの受講
- ②Global ACI加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関の新旧規格の差分研修の受講
- ③JAB主催の「ISO 14001 改訂に関する説明会」の受講

(2) 「EMS審査員補」、「EMSエキスパート審査員（資格単独保有）」の場合

CPDの実施方法（2.2（4））のいずれかの対応をお願いします。①～③の研修の受講のほか、JIS Q 14001の改正内容の理解を示す学習レポートを提出いただくことも可能です。

なお、「EMS エキスパート審査員」と併せて「EMS 主任審査員」又は「EMS 審査員」に登録されている方は、前項(1)に従って対応をお願いします。

- ①JRCA登録 新旧規格の差分研修コースの受講
- ②Global ACI加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関の新旧規格の差分研修の受講
- ③JAB主催の「ISO 14001 改訂に関する説明会」の受講
- ④JIS Q 14001の改正内容の理解を示す学習レポートの提出

(3) 「EMS内部監査員（資格単独保有）」の場合

CPDの実施方法（2.2（4））のいずれかの対応をお願いします。①～③の研修の受講のほか、JIS Q 14001の改正内容の理解を示す学習レポートを提出いただくことも可能です。

なお、「EMS 内部監査員」と併せて「EMS 主任審査員」、「EMS 審査員」、「EMS 審査員補」または、「EMS エキスパート審査員」に登録されている方は、EMS 審査員資格を移行頂くことにより、保有する EMS 内部監査員資格を同時に移行することができます（その場合、EMS 内部監査員での移行対応は不要です）。

- ①JRCA登録 新旧規格の差分研修コースの受講
- ②Global ACI加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関の新旧規格の差分研修の受講
- ③JAB主催の「ISO 14001 改訂に関する説明会」の受講
- ④JIS Q 14001の改正内容の理解を示す学習レポートの提出

(4) CPDの実施方法

① JRCA登録 新旧規格の差分研修コースの受講

JRCA 登録の新旧規格の差分研修コースを修了された場合は、「継続的専門能力開発（CPD）実績の記録 A」（様式 4A）の 1 項に実績を記入の上、修了証の写しを提出してください。

なお、修了証の提出のみで移行申請ができるのは、修了証に「JRCA 登録差分研修コース（EMS）」と表記があるものですのでご注意ください。

JRCA 登録の差分研修を行っている研修機関名は、以下のサイトを参照ください。

https://www.jrca-isa.or.jp/jrca/jrca_kensyu_kensyu-4/

② Global ACI加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関の新旧規格の差分研修の受講

Global ACI 加盟認定機関（JAB、UKAS 等）から EMS の認定を受けている MS 認証機関が実施した、所属する審査員を対象とする新規格に関する研修に参加し、新旧規格の相違点や新規格に対応するために必要な審査方法等に関して十分に理解された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録 A」（様式 4A）の 2 項に実績を記入の上、当該研修の修了証（受講者の氏名の記載があるもの）の写しを添付するか、様式 4A に MS 認証機関責任者の証明（署名又は記名押印）を得てください。また、受講した研修のプログラムの写しを必ず添付し、提出してください。

なお、MS 認証機関に所属する審査員以外に一般参加が可能な研修は、受講実績として認められません。

③ JAB主催の「ISO 14001 改訂に関する説明会」の受講（※CPD時間を2.7時間とする。）

JAB が開催する「ISO 14001 改訂に関する説明会」を修了された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録 A」（様式 4A）の 1 項に実績を記入の上、JAB が発行する受講証明書の写しを提出してください。

なお、JAB の証明がない受講証明書は無効ですので、ご注意ください。

※前回の申請受付日以降、今回の申請日までの受講証明書に限り、通常の維持・更新申請の CPD 時間に算入可能です。

④ JIS Q 14001の改正内容の理解を示す学習レポートの提出

（「EMS審査員補」、「EMSエキスパート審査員（資格単独保有）」及び「EMS内部監査員（資格単独保有）」に限る）

上記①～③以外の研修・セミナーの受講や、規格や専門図書、グループ活動、インターネット利用等により、新旧規格の相違点等を自己学習された場合は、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録 A」（様式 4A）の 3 または 4 項に実績を記入の上、習得内容を記述した「2026 年版改正規格学習の記録（EMS 審査員）」（様式 4C-E）を提出してください。

様式 4C-E の記入にあたっては、5 項を参照してください。

3. 移行申請の方法（EMS 主任審査員、EMS 審査員、EMS 審査員補、EMS エキスパート審査員）

EMS 主任審査員、EMS 審査員、EMS 審査員補及び EMS エキスパート審査員の移行申請は、EMS 審査員資格の維持、更新又は格上げのいずれかの手続きの際に併せて申請いただくか、移行のみ単独で申請いただくことも可能です。なお、移行後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日が継承されます。

3.1. 維持と同時の申請

(1) 「環境マネジメントシステム審査員登録申請書」（様式1-E）

環境マネジメントシステム審査員移行申請手続きの手引き

「申請の種類」の「移行」にも必ずチェックを付けてください。その他、該当する必要事項を記入してください。

(2) 継続的専門能力開発(CPD)実績の記録

新規格に関する知識を習得するために取り組まれた継続的専門能力開発(CPD)の記録を 2.2 項に従って提出してください。

(3) その他の提出書類

JRCA AE340「環境マネジメントシステム審査員 登録申請等各種手続きの手引き」の維持（サーベイランス）申請の手続きに従って、必要な書類を提出してください。

(4) 移行に必要な費用

EMS 審査員資格の維持申請と同時に移行される場合、維持の申請登録料以外に移行のための追加費用はありません。

ただし、維持の場合は、登録証明書及び登録カードは発行されませんので、新規格移行後の登録証明書又は審査員カードの発行を希望される場合は、「登録証明書・審査員カード（再）発行依頼書」（様式 9）を提出してください（様式 9 の理由欄の「当該 MS 規格改訂に伴う資格の移行証明のため」にチェックを付けてください）。また、別途発行料が必要になります。発行料は、JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」をご参照ください。

(5) 当センターからの通知

移行が認められた場合、新規格への移行完了の通知を発行します。保有されている登録証明書及び登録カードと、当センターからの移行完了の通知を合わせて保管してください。

3.2. 更新、格上げと同時の申請

(1) 「環境マネジメントシステム審査員登録申請書」（様式1-E）

「申請の種類」の「移行」にも必ずチェックを付けてください。その他、該当する必要事項を記入してください。

(2) 継続的専門能力開発(CPD)実績の記録

新規格に関する知識を習得するために取り組まれた継続的専門能力開発(CPD)の記録を 2.2 項に従って提出してください。

(3) その他の提出書類

JRCA AE340「環境マネジメントシステム審査員 登録申請等各種手続きの手引き」の更新、格上げ申請の手続きに従って、必要な書類を提出してください。

尚、格上げ申請との同時移行につきましては、郵送のみの受付となります。審査員のページからの資格申請の場合、移行と格上げの同時申請は受付ができませんのでご了承ください。

(4) 移行に必要な費用

EMS 審査員資格の更新、格上げ申請と同時に移行される場合、更新、格上げ申請登録料以外に移行のための追加費用はありません。

(5) 当センターからの通知

移行が認められた場合、新規格での登録証明書及び審査員カードを発行します。

3.3. 移行のみ単独の申請

(1) 「環境マネジメントシステム審査員登録申請書」(様式1-E)

「申請の種類」の「移行」にチェックを付け、その他の「申請の種類」にはチェックを付けないでください。その他、該当する必要事項を記入してください。

(2) 継続的専門能力開発(CPD)実績の記録

新規格に関する知識を習得するために取り組まれた継続的専門能力開発(CPD)の記録を2.2項に従って提出してください。

(3) 払い込み記録貼付「振込み連絡票」

JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」の「改訂規格への移行」欄に記載の申請登録料を当センターの銀行口座宛(同基準の「振込先銀行口座等」に記載)にお振込みの上、払い込みの記録の写しを貼付した「振込み連絡票」を提出してください。

(4) 当センターからの通知

移行が認められた場合、新規格への移行完了の通知を発行します。保有されている登録証明書及び登録カードと、当センターからの移行完了の通知を合わせて保管してください。

2026年版の登録証明書又は審査員カードの発行を希望される場合は、「登録証明書・審査員カード(再)発行依頼書」(様式9)を提出してください(様式9の理由欄の「当該MS規格改訂に伴う資格の移行証明のため」にチェックを付けてください)。また、別途発行料が必要になります。発行料は、JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」をご参照ください。

4. 移行申請の方法(EMS 内部監査員(資格単独保有))

EMS 内部監査員の資格を単独で保有する方の移行申請は、更新又は格上げのいずれかの手続きの際に併せて申請いただくか、移行のみ単独で申請いただくことも可能です。なお、移行後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日が継承されます。

4.1. 更新、格上げと同時の申請

(1) 「登録申請書」(様式1)

「申請の種類」の「移行」にも必ずチェックを付けてください。その他、該当する必要事項を記入してください。

(2) 継続的専門能力開発(CPD)実績の記録

新規格に関する知識を習得するために取り組まれた継続的専門能力開発(CPD)の記録を2.2項に従って提出してください。

(3) その他の提出書類

JRCA IA200「マネジメントシステム内部監査員の評価登録手順及び各種手続きの手引き」の更新、格上げ申請の手続きに従って、必要な書類を提出してください。

(4) 移行に必要な費用

EMS 内部監査員資格の更新、格上げ申請と同時に移行される場合、更新、格上げ申請登録料以外に移行のための追加費用はありません。

(5) 当センターからの通知

移行が認められた場合、新規格での登録証明書及び審査員カードを発行します。

4.2. 移行のみ単独の申請

(1) 「登録申請書」(様式1)

「申請の種類」の「移行」にチェックを付け、その他の「申請の種類」にはチェックを付けないでください。その他、該当する必要事項を記入してください。

(2) 継続的専門能力開発(CPD)実績の記録

新規格に関する知識を習得するために取り組まれた継続的専門能力開発(CPD)の記録を2.2項に従って提出してください。

(3) 払い込み記録貼付「振込み連絡票」

移行のみ単独で申請される場合は、移行申請登録料 3,300 円(消費税込)が必要となります。JRCA AC220「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」の「改訂規格への移行」欄に記載の銀行口座宛にお振込みの上、払い込みの記録の写しを貼付した「振込み連絡票」を提出してください。

(4) 当センターからの通知

移行が認められた場合、新規格への移行完了の通知を発行します。登録証明書及び登録カードは発行いたしませんので当センターからの移行完了の通知を合わせて保管してください。

2026 年版の登録証明書又は審査員カードの発行を希望される場合は、「登録証明書・審査員カード(再)発行依頼書」(様式9)を提出してください(様式9の理由欄の「当該

環境マネジメントシステム審査員移行申請手続きの手引き

MS 規格改訂に伴う資格の移行証明のため」にチェックを付けてください。

発行料は、以下のとおりです。

登録証明書：2,200 円（消費税込）、登録カード：2,200 円（消費税込）

5. 「2026 年版改正规格学習の記録（EMS 審査員）」（様式 4C-E）の記入方法

2026年改正规格の理解を示す内容を以下の3項目に整理し、全体で1,000文字程度で記述してください。

- ①改正の目的（背景）
- ②主な改正点
- ③規格の改正内容を踏まえた、今後の審査・監査における着眼点

(1) 改正の目的(背景)

JIS Q 14001:2026の改正の目的や改正の背景について記述してください。

(2) 主な改正点

以下の7項目の中から、ご自身が重要と考える3項目を選び、改正点を記述してください。

- a) 課題として考慮すべき環境状態
- b) ライフサイクルの視点
- c) サプライチェーン管理
- d) リーダーシップによる組織文化の醸成
- e) 変更の計画策定及びマネジメント
- f) リスク及び機会の概念並びに決定プロセス
- g) 外部コミュニケーション

(3) 規格の改正内容を踏まえた、今後の審査・監査における着眼点

上記(1)、(2)で理解された規格の改正内容を踏まえ、今後のEMSの審査・監査、あるいはEMSの構築・運用の取り組みに際して、どのような点に留意されるのか、ご自身の立場（審査員／管理責任者等）で記述してください。

6. 申請書類の送付、お問合わせ先

〒108-0073 東京都港区三田三丁目11-28 三田 Avanti

一般財団法人日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）

お問合わせフォーム <https://www.jrca-jsa.or.jp/com/query/>

付則

この手引きは、2026 年 10 月 1 日から施行する。

環境マネジメントシステム審査員移行申請手続きの手引き

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2026 年 10 月 1 日	JIS Q 14001:2026 対応資格への移行申請手続きを説明するため、JRCA AE340「環境マネジメントシステム審査員 登録申請等各種手続きの手引き」の付属書として制定した。